⑵ Classification of the services to be procured : 75
⑶ Nature and quantity of the services to be required : Cleaning services of public (and any other related) space in Kokura Racecourse
⑷ Fulfillment period : From the date of contract to 22 March 2019
⑸ Fulfillment place : Kokura Racecourse
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺ Date and Time of tender : By 11 : 00 a.m. 15 February 2018
⑻ Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Kokura Racecourse, 4―5―1, Kitagata, Kokuraminami-ku, Kitakyusyu-shi, Fukuoka, 802―0841, Japan TEL 093―962―3236

## 入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成29年12月22日
日本年金機構本部　調達部長　影内　聡志
◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13
1　掲載日
平成29年11月２日（号外政府調達第208号）
2　訂正内容
第83号17ページ２段31行目「⑵調達等件名及び数量　「お客様対応業務システムアプリケーション等保守業務（平成30年３月～平成31年５月）　一式」を「⑵調達等件名及び数量　「お客様対応業務システムアプリケーションプログラム等保守業務（平成30年３月～平成31年５月）　一式」に訂正する。
18ページ１段８行目「⑶Nature and quantity of the services to be required: Customer relationship management system application maintenance business etc. (From March, 2018 to May, 2019, 1 set」を「⑶Nature and quantity of the services to be required: Customer relationship management system Application program maintenance business etc. (From March, 2018 to May, 2019), 1 set」に訂正する。

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月22日
国立大学法人　お茶の水女子大学
学長　室伏きみ子
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第１号
1　工事概要等
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　お茶の水女子大学国際交流留学生プラザ新営工事
⑶ 工事場所　東京都文京区大塚２―１―１　国立大学法人お茶の水女子大学構内
⑷ 工事概要　多目的教室、ホール及び福利厚生施設を含む国際交流施設の新営工事（鉄骨造４階、約2,350㎡）なお、関連する設備工事は本工事に含まれる。
⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成31年３月８日（金）まで。
⑹ 使用する主要な資機材　鉄骨約350ｔ、鉄筋約80ｔ、コンクリート約790㎥、ガラス約530㎡
⑺ 本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻ 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）または次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当者から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を得ていること。
⑴ 国立大学法人お茶の水女子大学契約事務取扱規程第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。
⑵ 文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（協同企業体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷ 単体または共同企業体の代表者は、平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の公共施設で、地上２階建以上かつ延べ床面積1,500㎡以上の新築、増築又は改築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
⑸ 工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。
⑹ 共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
⑺ 共同企業体の構成員は２又は３社とする。
⑻ 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼ 共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽ 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑾ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
② 平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑿ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
⒀ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒁ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。